

軽井沢町議会情報公開条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、軽井沢町議会情報公開条例（平成11年輕井沢町条例第24号。以下「条例」という。）第14条第2項の規定により、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則で使用する用語の意義は、条例第2条の例による。

(情報公開の請求書の提出)

第3条 条例第7条に規定する請求は、情報公開請求書（様式第1号）によるものとする。

(情報公開の請求に対する決定等の通知)

第4条 条例第8条第1項から第3項までの規定による通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式により行う。

- (1) 情報の公開をするとき 情報公開決定通知書（様式第2号）
- (2) 情報の公開の決定期間を延長するとき 情報公開可否決定期間延長通知書（様式第3号）
- (3) 情報の公開をしないとき 情報公開拒否決定通知書（様式第4号）

(情報公開の方法)

第5条 条例第9条に規定する情報の公開は、次の各号に定めるところにより行うものとする。

- (1) 公開の日時及び場所は、議長が指定するところによるものとする。
- (2) 議長は、公開することにより汚損又は破損するおそれ、その他相当の理由があると認める情報については、その写しにより公開することができる。
- (3) 情報の写しの交付部数は、請求1件につき1部とする。

2 議長は、情報を閲覧する者が当該情報を汚損若しくは破損し、又はそのおそれがあるときは閲覧を中止、あるいは禁止することができる。

(費用の負担)

第6条 条例第10条に規定する情報の写しの作成及び当該写しの送付に要する費用は、軽井沢町公文書公開条例施行規則（平成11年輕井沢町規則第19号）第6条の規定を適用する。

(実施状況の公表)

第7条 条例第13条に規定する実施状況の公表は、毎年請求件数、公開、非公開件数、異議申し出の状況その他必要な事項について、「議会だより軽井沢」への掲載により行うものとする。

附 則

この規則は、平成12年1月1日から施行する。

附 則（平成17年3月15日議会規則第1号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日議会規則第1号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

様式第2号（第4条関係）

様式第3号（第4条関係）

様式第4号（第4条関係）